平成２４年（フ）第１９６号
岐阜県羽島郡笠松町米野603番地の１
破産者　有限会社深尾工務店
１　決定年月日　平成25年１月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１３７号
茨城県日立市桜川町３丁目17番５号
破産者　江目　雄吉
１　決定年月日　平成25年１月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１４号
沖縄県国頭郡本部町字石川972番地、住民票上の住所沖縄県国頭郡大宜味村字津波1971番地495
破産者　津波　松直
１　決定年月日　平成25年１月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２４年（フ）第３３号
福井県越前市吾妻町３番26号
破産者　奥山　義治
１　決定年月日　平成25年１月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１６２号
福井市天池町第38号19番地
破産者　昭栄印刷社こと　田中　克典
１　決定年月日　平成25年１月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３３９号
高知市長浜6557番地65　加志﨑方
破産者　中澤　和香
１　決定年月日　平成25年１月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２２５号
宮崎市生目台西２丁目４番地１　県営住宅２棟20号
破産者　黒木　郁子
１　決定年月日　平成25年１月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４６号
熊本県八代市高下東町200番地１　B
破産者　中村　春生
１　決定年月日　平成25年１月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第４７号
熊本県八代市高下東町200番地１　B
破産者　中村　孝子
１　決定年月日　平成25年１月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第３９５号
茨城県高萩市大字上手綱5150番地の４
破産者　財団法人高萩市住宅公社
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１６２号
川崎市高津区下野毛３丁目８番10号
破産者　有限会社武蔵コンクリート
１　決定年月日　平成24年12月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第２１０３号
東京都江戸川区江戸川３―51―１―102、開始決定時の住所東京都江戸川区新堀１丁目31―17
破産者　木戸　一美
１　決定年月日　平成25年１月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３９００号
大阪市中央区南新町２丁目２番８号
破産者　株式会社ニッコー
１　決定年月日　平成25年１月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２４５号
神奈川県綾瀬市綾西１丁目６番12号
破産者　株式会社デーエスシー
１　決定年月日　平成25年１月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８８号
横浜市金沢区六浦５丁目38番６号
破産者　株式会社ウェイテク
１　決定年月日　平成25年１月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６３号
福井市種池町第２号13番地
破産者　株式会社無限
１　決定年月日　平成25年１月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６４号
福井市春日１丁目14番17号
破産者　株式会社生田建設
１　決定年月日　平成25年１月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第７１号
熊本県人吉市下原田町字羽田309番地４
破産者　生田　光晴
１　決定年月日　平成24年12月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第６０号
大阪市東住吉区針中野２丁目10番11号
破産者　鉈橋彌五郎
１　破産債権の届出期間　平成25年２月８日まで
２　一般調査期日　平成25年３月４日午後３時30分
平成25年１月８日
大阪地方裁判所第６民事部